

## 8 特別支援教育（第9章「特別支援教育」に関連）

### (1) 学校教育法等の一部を改正する法律について（平成19年4月1日から施行）

#### 趣 旨

児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図る。

#### 概 要

##### 《特別支援学校制度の創設と目的》

盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とした。

特別支援学校の目的は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることである。

##### 《特別支援学校の行う助言又は援助》

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとした。

##### 《小学校等における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育》

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更し、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、これを設けることができる。

##### 《教育職員免許法の一部改正》

盲学校、聾学校及び養護学校ごとの教員の免許状を、特別支援学校の教員の免許状とした。

(2) 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

「学校教育法施行令(第22条の3)」、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」より

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</li> </ul>	<p>(弱視者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</li> </ul>	<p>(弱視者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</li> </ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</li> </ul>	<p>(難聴者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの</li> </ul>	<p>(難聴者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</li> <li>知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</li> </ul>	<p>—————</p>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li> <li>肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とするもの</li> </ul>
病弱・身体虚弱者	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li> <li>身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</li> <li>身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</li> </ul>

巻末資料

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害者	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>口蓋裂、構音機能のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る）で、その程度が著しいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</li> </ul>
自閉症者	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</li> </ul>
情緒障害者	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</li> </ul>
学習障害者	_____	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</li> </ul>
注意欠陥多動性障害者	_____	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</li> </ul>